

2 対象事業の名称、種類、目的及び内容

2.1 対象事業の名称

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業(以下、本事業とする。)

2.2 対象事業の種類

- ・廃棄物処理施設の建設:ごみ処理施設(処理能力の合計が100t/日以上焼却施設)の設置
(岐阜県環境影響評価条例第2条別表第8号及び同条例施行規則第3条別表第1第8号の1のイに該当)
- ・高層工作物又は高層建築物の建設:建築物(接する地盤からの高さが50m以上)の建築
(岐阜県環境影響評価条例第2条別表第11号及び同条例施行規則第3条別表第1第11号の1に該当)

2.3 対象事業の目的

岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設(処理能力60t/日×3炉)は、平成7年に整備され、岐阜市南部、羽島市、岐南町及び笠松町の一般廃棄物の適正処理を行ってきたが、地域住民との覚書により、平成28年4月から稼働を停止している。

そこで、構成市町の安定的、継続的なごみ処理体制を再構築するために、次期ごみ処理施設の整備を行うものである。

2.4 対象事業の内容

2.4.1 事業実施区域の位置

位 置 :岐阜県羽島市福寿町平方地内

事業実施区域の位置を図2.4-1及び図2.4-2に示す。

次期ごみ処理施設のイメージパース及び立面図を図2.4-3及び図2.4-4(1)～(4)に示す。

事業実施区域は、市街化区域で、準工業地域になっている。

また、本事業は羽島市平方第二土地区画整理組合が実施する羽島市平方第二土地区画整理事業地内の保留地において実施するものである。

2.4.2 対象事業の規模

ごみ処理施設の処理能力 :130t/日 (65t/日×2炉)

敷地面積 :約31,500m²

2.4.3 事業予定

事業予定は以下に示すとおりである。

工事着手予定 :令和6年度(2024年度)

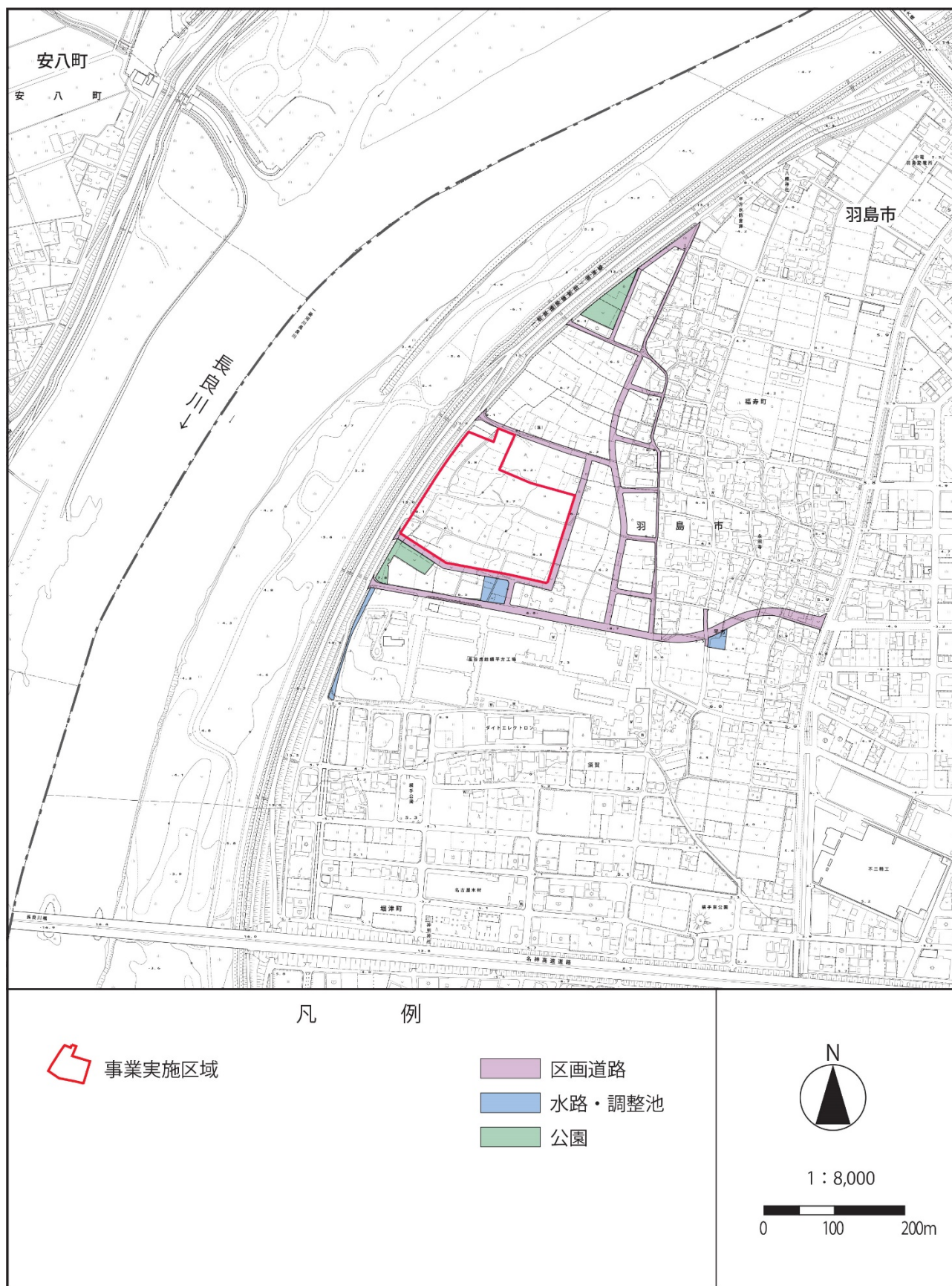
施設供用開始予定 :令和10年度(2028年度)

なお、本事業の内容については、岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備基本計画(改定版)(令和2年3月策定)に基づき記載しており、今後の計画の見直しに伴い、必要に応じて変更を行うことがある。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5 万分の 1 地形図を基に作成した。

図 2.4-1 事業実施区域の位置(広域)



この地図は、「羽島市都市計画基本図」(羽島市)、「羽島市平方第二土地区画整理組合事業計画書」を基に作成した。

図 2.4-2 事業実施区域の位置



図 2.4-3 次期ごみ処理施設のイメージパース

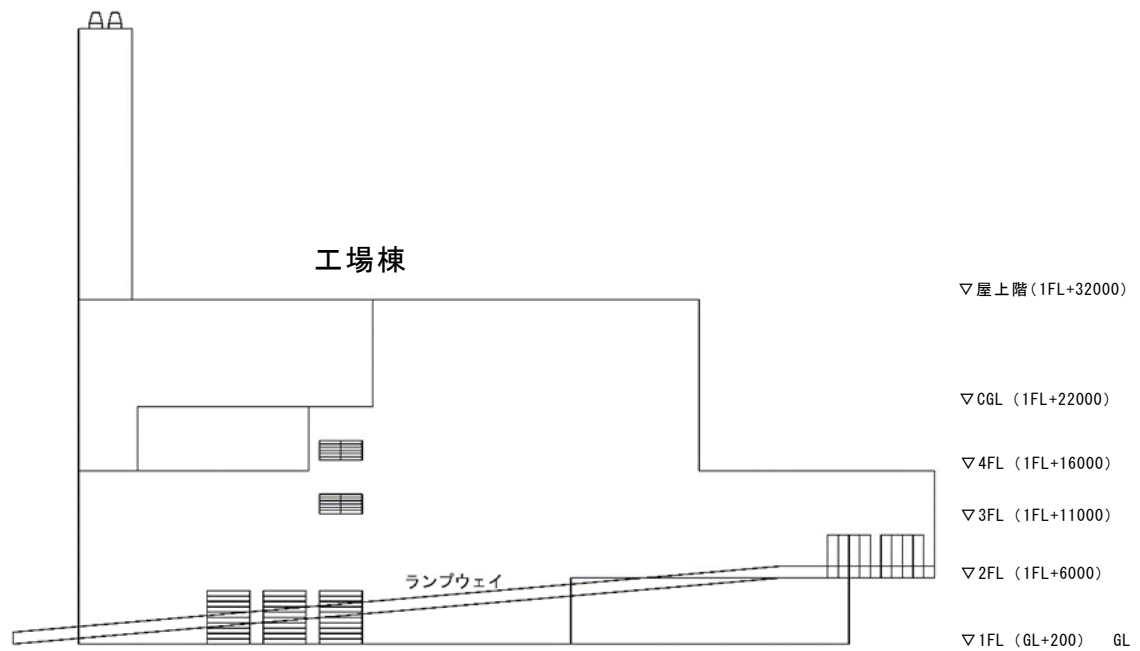


図 2.4-4(1) 次期ごみ処理施設の立面図(西側)

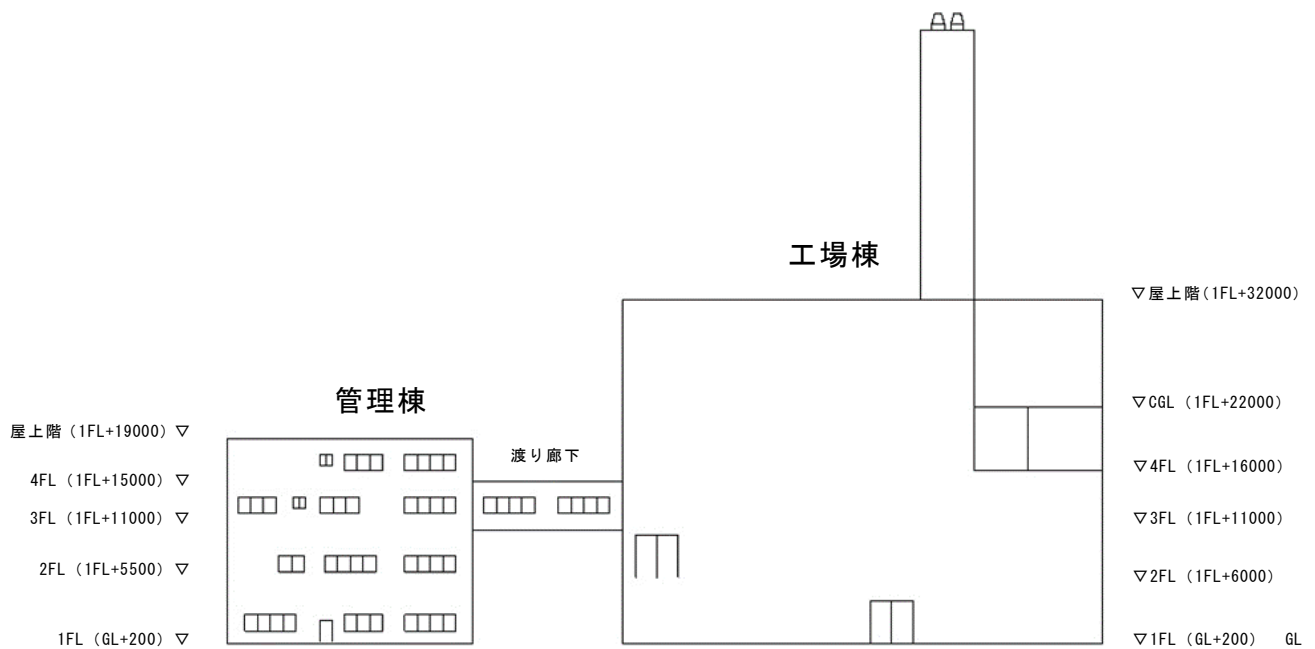


図 2.4-4(2) 次期ごみ処理施設の立面図(北側)

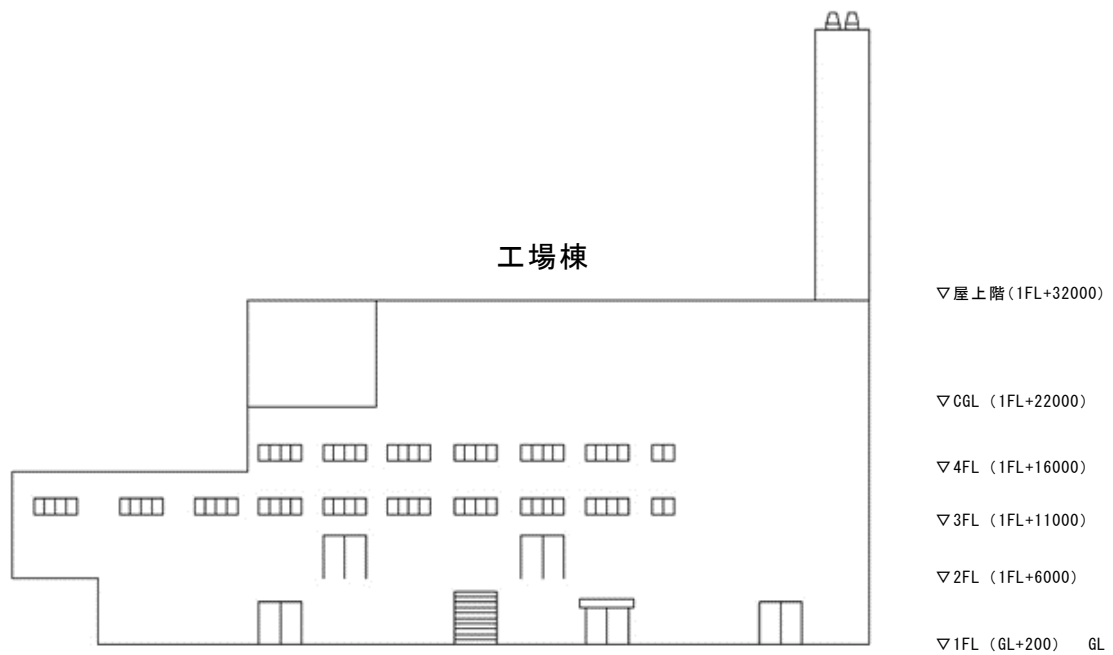


図 2.4-4(3) 次期ごみ処理施設の立面図(東側)

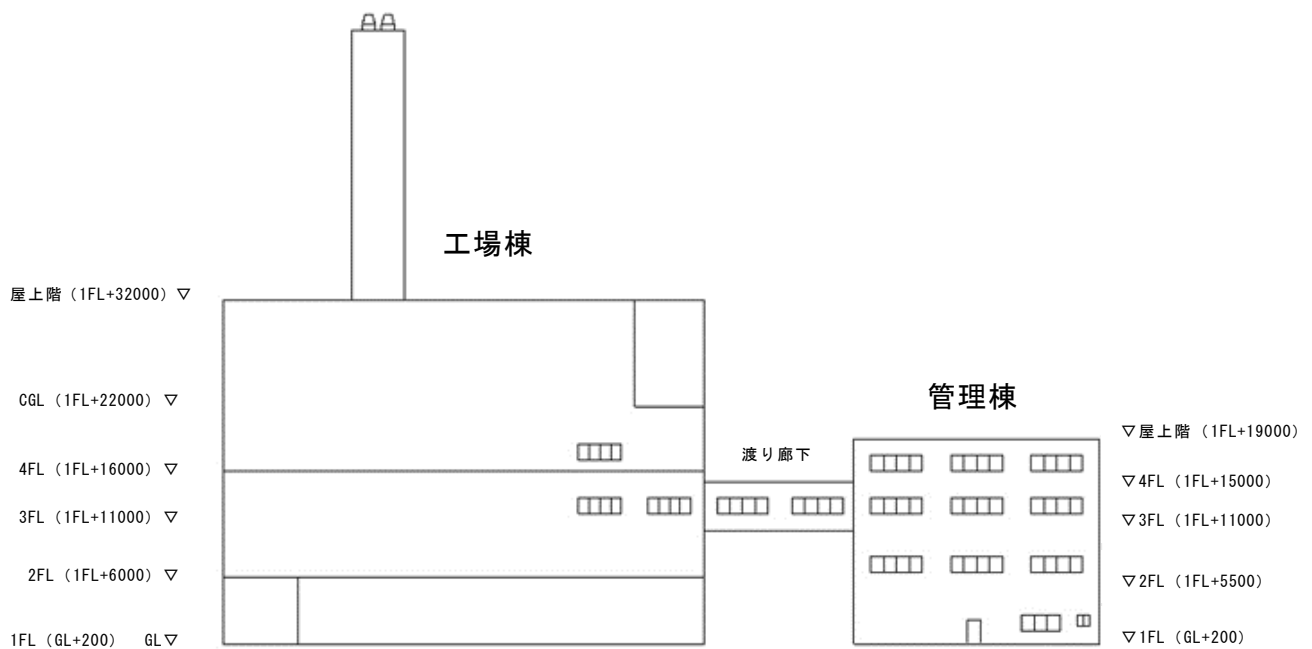
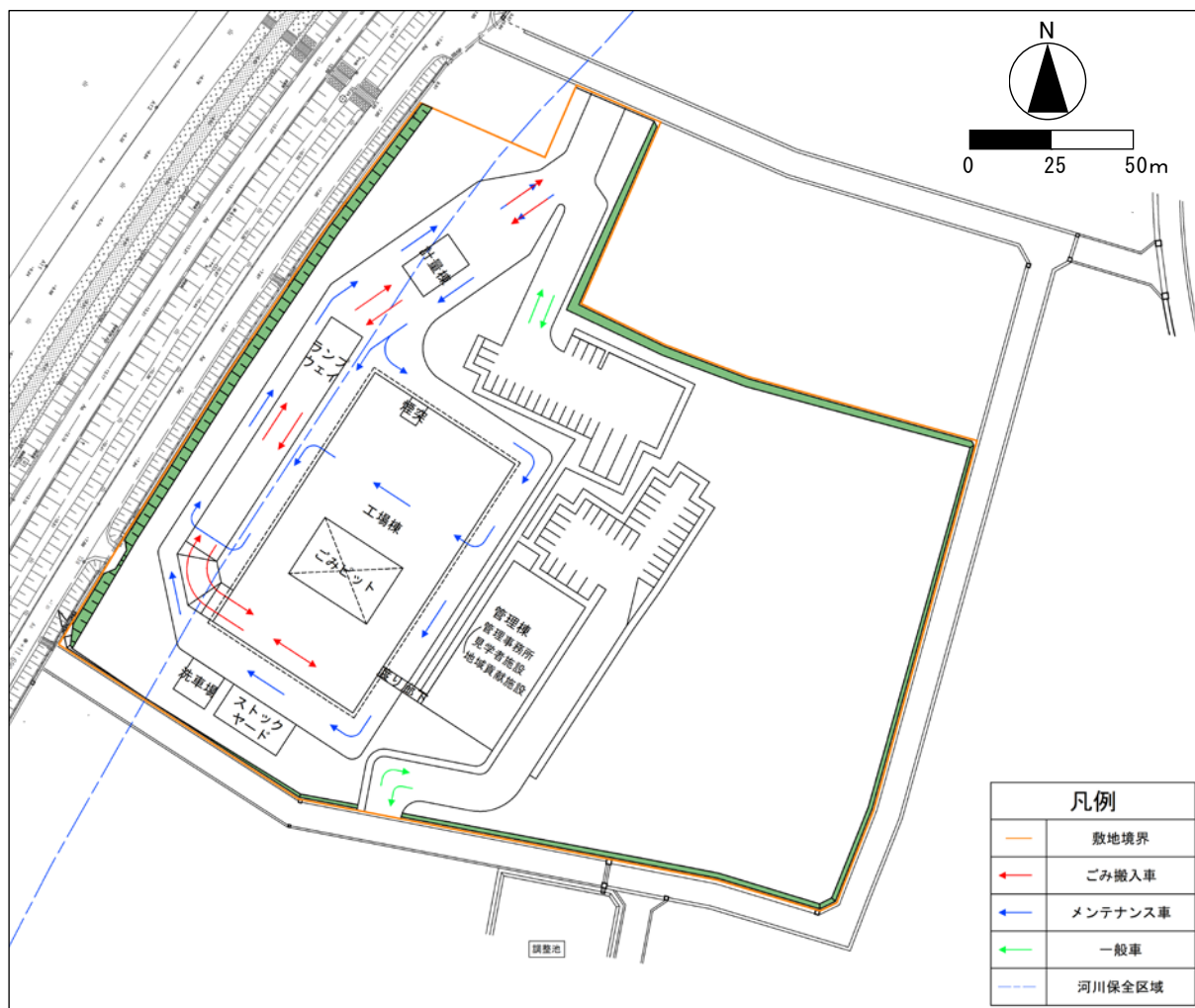


図 2.4-4(4) 次期ごみ処理施設の立面図(南側)

2.4.4 土地利用計画

主要な計画施設は、工場棟、管理棟、計量棟、洗車場、ストックヤード等である。
施設配置を図 2.4-5 に示す。



出典:「次期ごみ処理施設整備基本計画(改定版)」(令和2年3月岐阜県岐阜市衛生施設組合)

図 2.4-5 施設配置計画

2.4.5 造成計画

次期ごみ処理施設の整備は、羽島市平方第二土地区画整理事業の保留地の一部を買収して実施する計画であり、建設用地の造成は、羽島市平方第二土地区画整理組合が保留地として必要な工事を実施する。

そのうえで次期ごみ処理施設の整備に必要な造成工事は、「2.4.13 浸水対策」に示すように、浸水対策として盛土造成により地盤面をかさ上げすることとする。ただし、盛土をすることにより圧密沈下が起こることが懸念されるため、周辺に影響がない高さでの盛土造成を行うこととする。

土地区画整理事業の概要は以下とおりである。

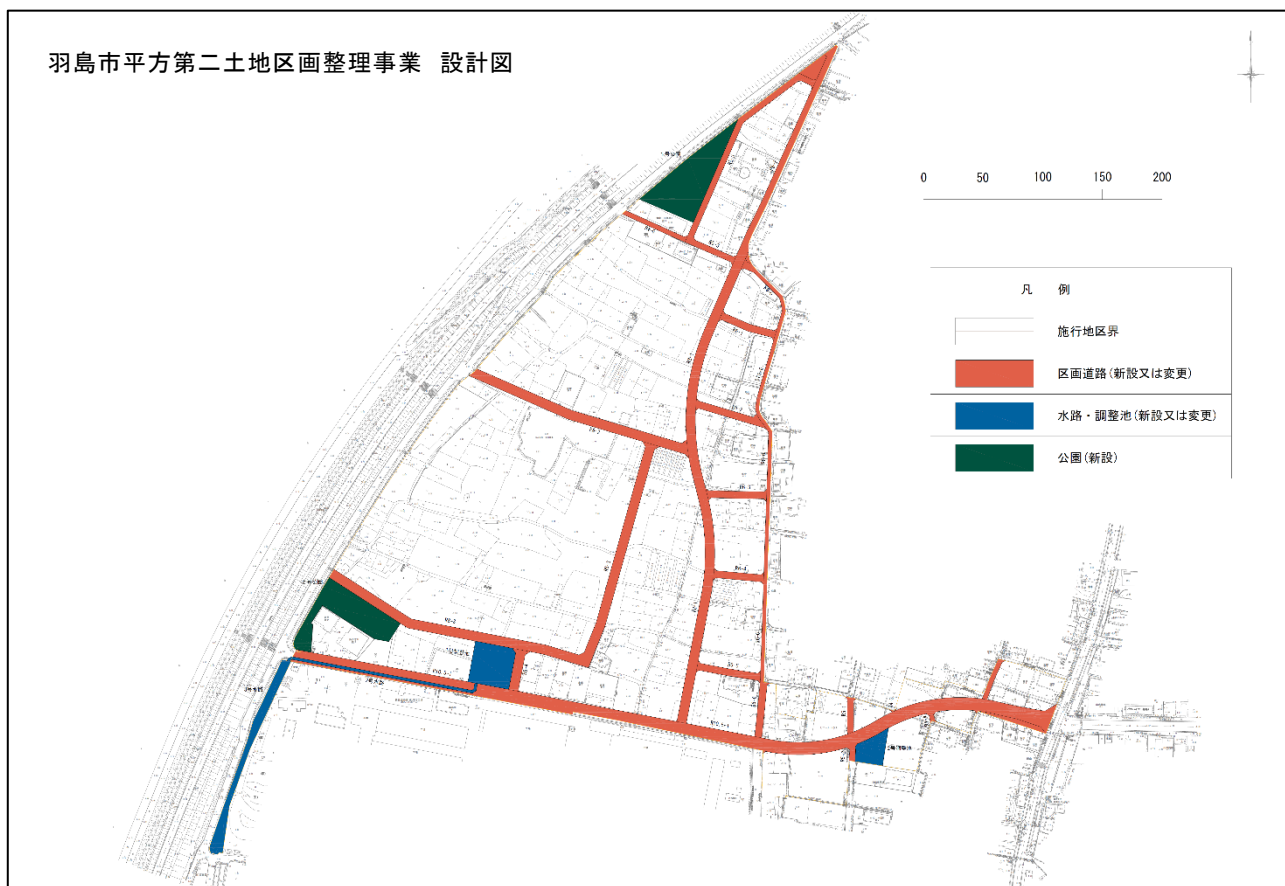
事業の名称 : 羽島市平方第二土地区画整理事業

施行者 : 羽島市平方第二土地区画整理組合

施行面積 : 約 144,000m²

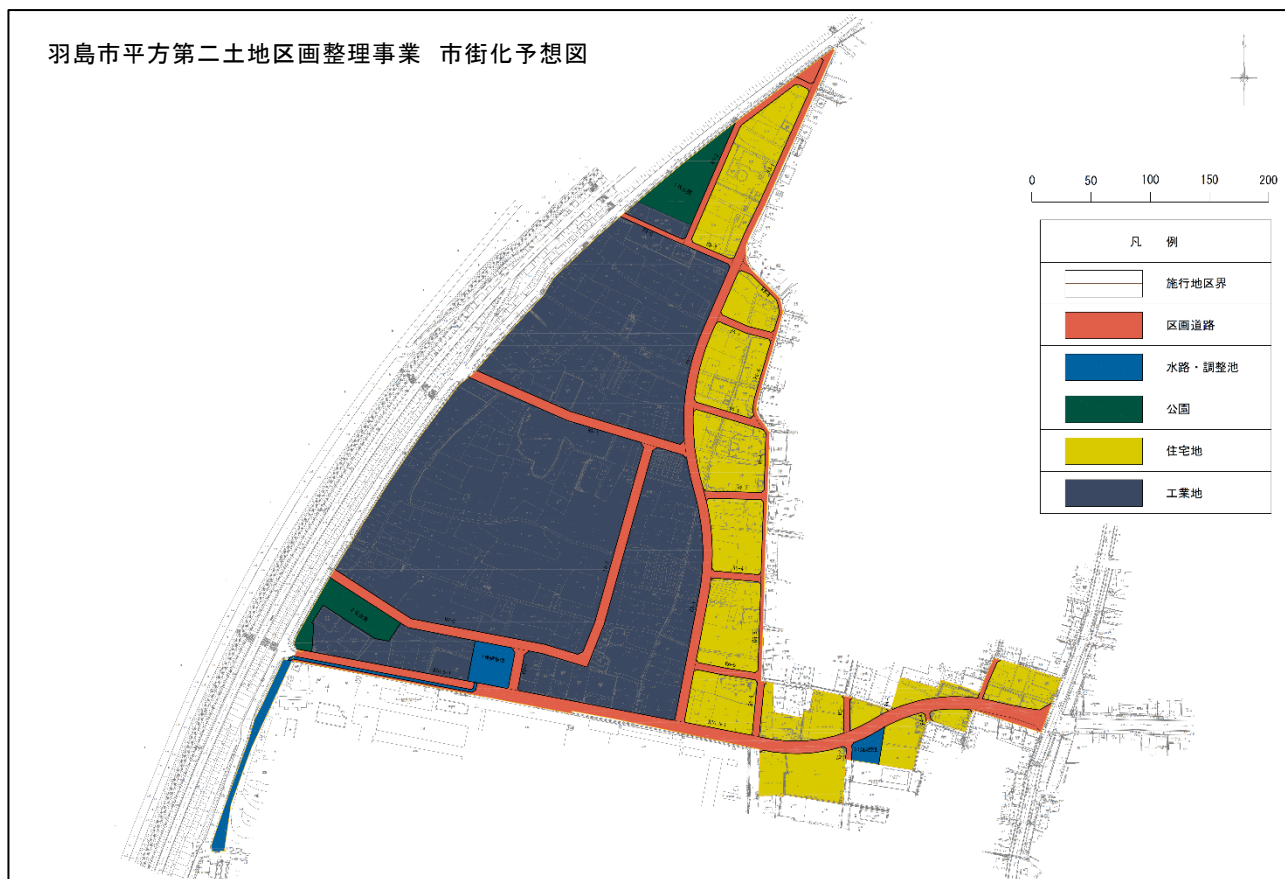
事業期間 : 平成 27 年(2015 年)12 月 18 日～令和 6 年(2024 年)3 月 31 日

また、土地区画整理事業の設計図を図 2.4-6、市街化予想図を図 2.4-7 に示す。土地区画整理事業において、事業実施区域に水路、調整池を整備する計画はない。



出典:「羽島市平方第二土地区画整理組合事業計画書」

図 2.4-6 土地区画整理事業の設計図



出典:「羽島市平方第二土地区画整理組合事業計画書」

図 2.4-7 土地区画整理事業の市街化予想図

2.4.6 施設計画

(1) ごみ処理施設の計画緒元

対象事業において設置する施設は、ごみ処理施設(工場棟)及びその他の施設(管理棟、計量棟、洗車場、ストックヤード等)であり、ごみ処理施設の計画諸元は表 2.4-1 を予定している。

表 2.4-1 ごみ処理施設の計画諸元

項 目	計 画 諸 元
処 理 方 式	詳細な処理方式は、次の方式から事業者選定時に定めるものとする。 ①焼却施設(ストーカ式) ②焼却施設(流動床式) ③ガス化溶融施設(シャフト炉式) ④ガス化溶融施設(流動床式) 注)①～④の各処理方式の特徴は表 2.4-3、処理フローは p.2-13～p.2-16 を参照
処 理 能 力	130t/日(65t/日×2 炉)
煙 突 高 さ	59m
処理対象ごみ	可燃ごみ(破碎残さ可燃物を含む)、し尿処理汚泥、災害廃棄物 注)計画ごみ質は表 2.4-2 参照

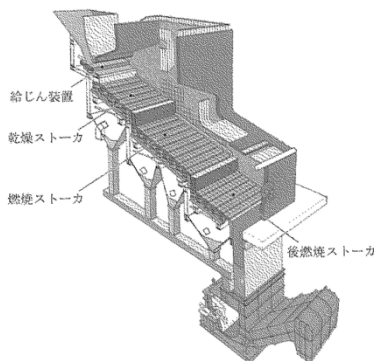
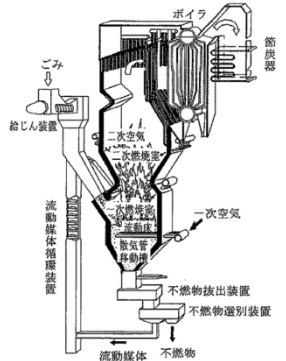
表 2.4-2 計画ごみ質(し尿処理汚泥を含む)

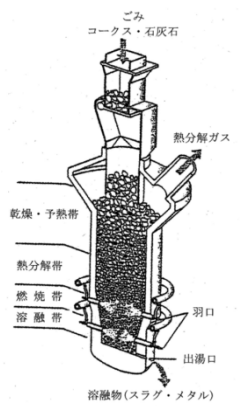
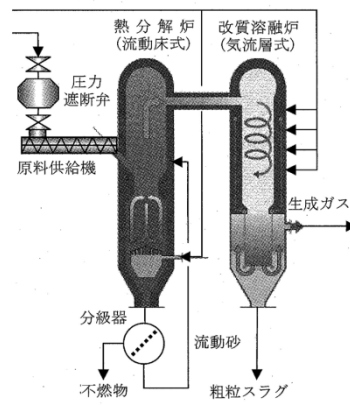
項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量(kcal/kg)		1,600	2,500	3,400
低位発熱量(kJ/kg)		6,700	10,500	14,300
単位体積重量(kg/m ³)		288	179	119
三成分(%)	水分	53.83	39.92	26.00
	可熱分	41.06	53.77	66.61
	灰分	5.11	6.31	7.39

(2) 処理方式

各ごみ処理方式の特徴は表 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-3 各ごみ処理方式の特徴

区分		焼却施設(ストーカ式)	焼却施設(流動床式)
概略構造図(例)			
処理システム		①ストーカを機械的に駆動し、投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送し(1~2h)燃焼させる方法。ごみは移送中に攪拌反転され表面から効率よく燃焼される。 ②焼却灰は不燃物とともにストーカ末端より灰押出機(水中)に落下し、冷却後にコンベヤ等で排出される。 ③燃焼ガス中に含まれるダスト(飛灰)は、ガス冷却室や集じん設備で回収される。	①熱砂の流動層に破碎したごみを投入して、乾燥、燃焼、後燃焼をほぼ同時に行う方式。 ②ごみは流動層内で攪拌され瞬時(長くて十数秒)燃焼される。 ③灰は燃焼ガスと共に炉上部より排出されガス冷却室や集じん設備で飛灰として回収される。 ④不燃物は流動砂と共に炉下部より排出分離され、砂は再び炉下部に返送される。
運転条件	燃焼温度/熱分解温度	850~950℃	800~950℃
	熔融温度	—	—
	低位発熱量	3,200~14,000kJ/kg 程度 3,200kJ/kg 以下の場合、助燃(燃焼等)が必要。	

区分		ガス化溶融施設(シャフト炉式)	ガス化溶融施設(流動床式)
概略構造図(例)			
処理システム		①ごみをシャフト炉等の溶融炉(2次燃焼室を含む)でワンプロセス(一工程)でガス化溶融を行う方式。 ②熱分離したガスは、後段の燃焼室において完全燃焼させる。 ③スラグは冷却水にて急冷し、磁選機にてスラグ・メタルに分離され、各々資源化される。 ④排ガス中に含まれるダスト(飛灰)は、集じん設備にて溶融飛灰として捕集される。	①ごみを流動式の熱分解炉においてガス化させ、旋回溶融炉等(2次燃焼室を含む)の2つのプロセスで溶融させる方式。 ②熱分解炉にて、鉄やアルミ等の資源物が回収できる。 ③改質溶融炉(燃焼溶融炉)において、ガスとカーボンの燃焼により、灰分を溶融する。 ④排ガス中に含まれるダスト(飛灰)は、集じん設備にて溶融飛灰として捕集される。
運転条件	燃焼温度/熱分解温度	850~950℃ /300~1,000℃	850~950℃ /450~650℃
	熔融温度	1,700~1,800℃	1,300~1,500℃
	低位発熱量	3,200~14,000kJ/kg 程度 ごみの熱量に関係なく、副資材(コークス)が必要。	6,000~9,200kJ/kg 以上 6,000kJ/kg 以下の場合、助燃(燃料等)が必要。

出典:ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017 改訂版)(公益社団法人全国都市清掃会議)

表2.4-3に示した①～④の各処理方式の処理フローは以下のとおりである。

①焼却施設(ストーカ式)

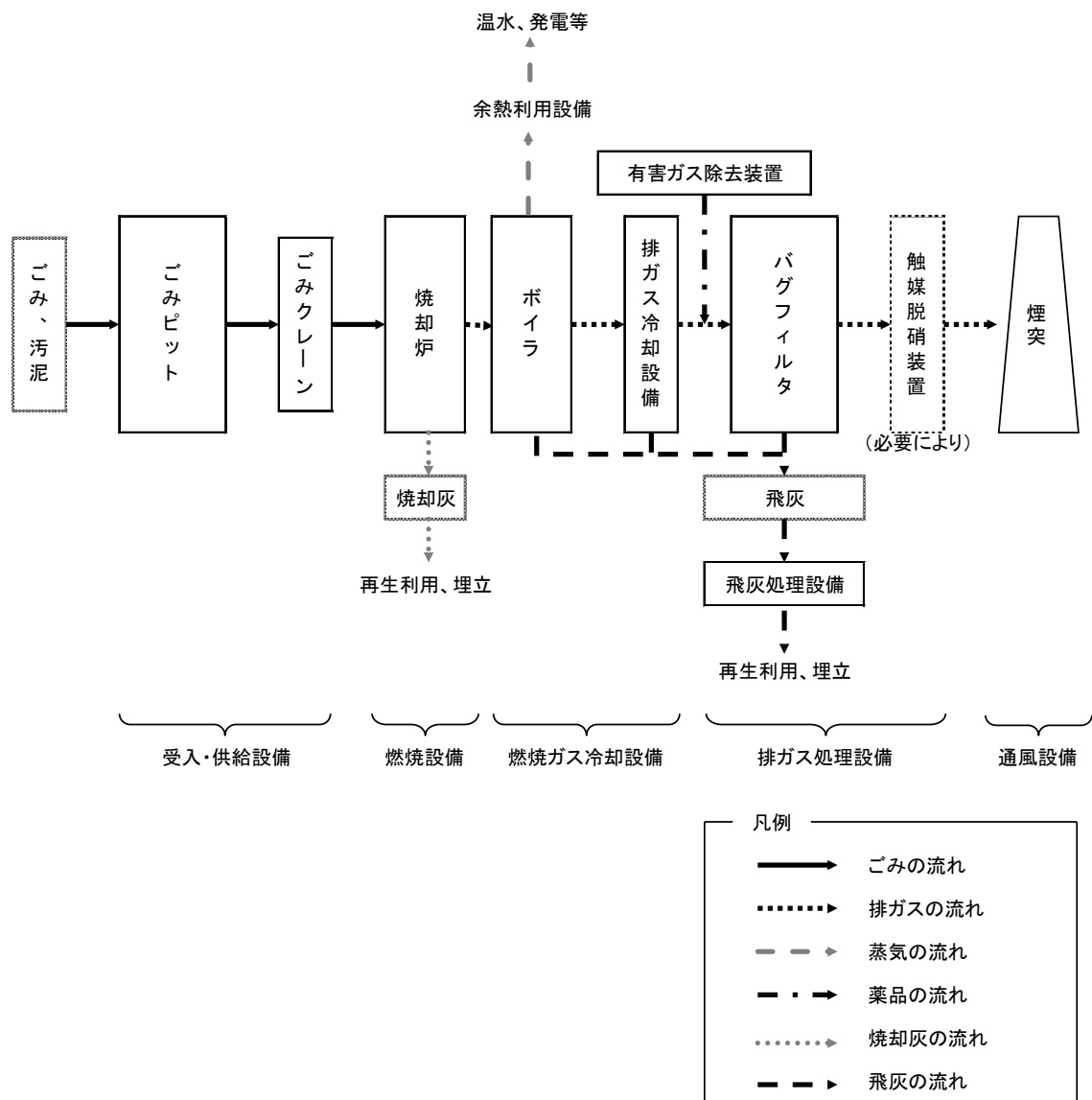


図 2.4-8(1) 焼却施設(ストーカ式)の処理フロー(例)

②焼却施設(流動床式)

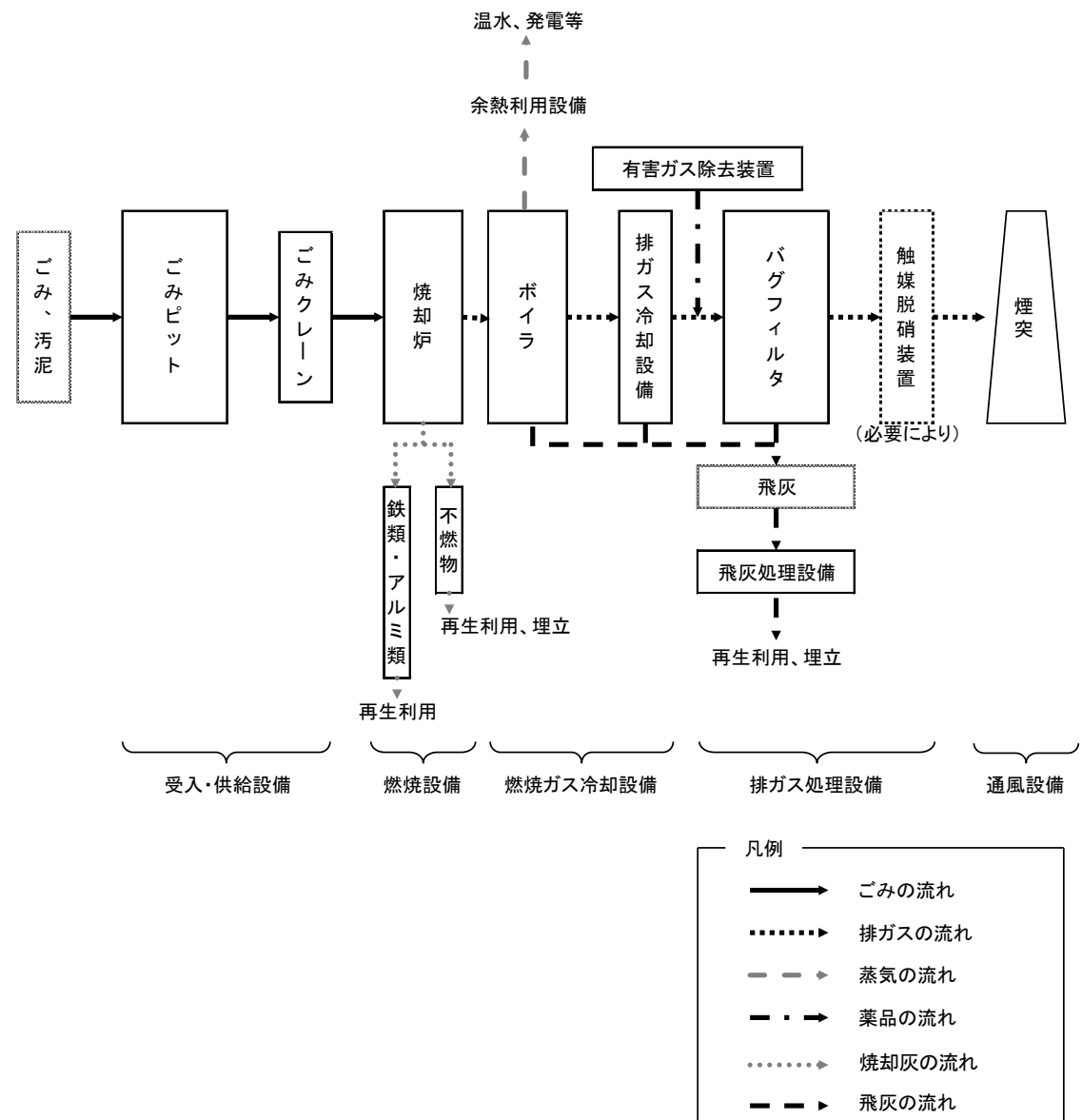


図 2.4-8(2) 焼却施設(流動床式)の処理フロー(例)

③ガス化溶融施設(シャフト炉式)

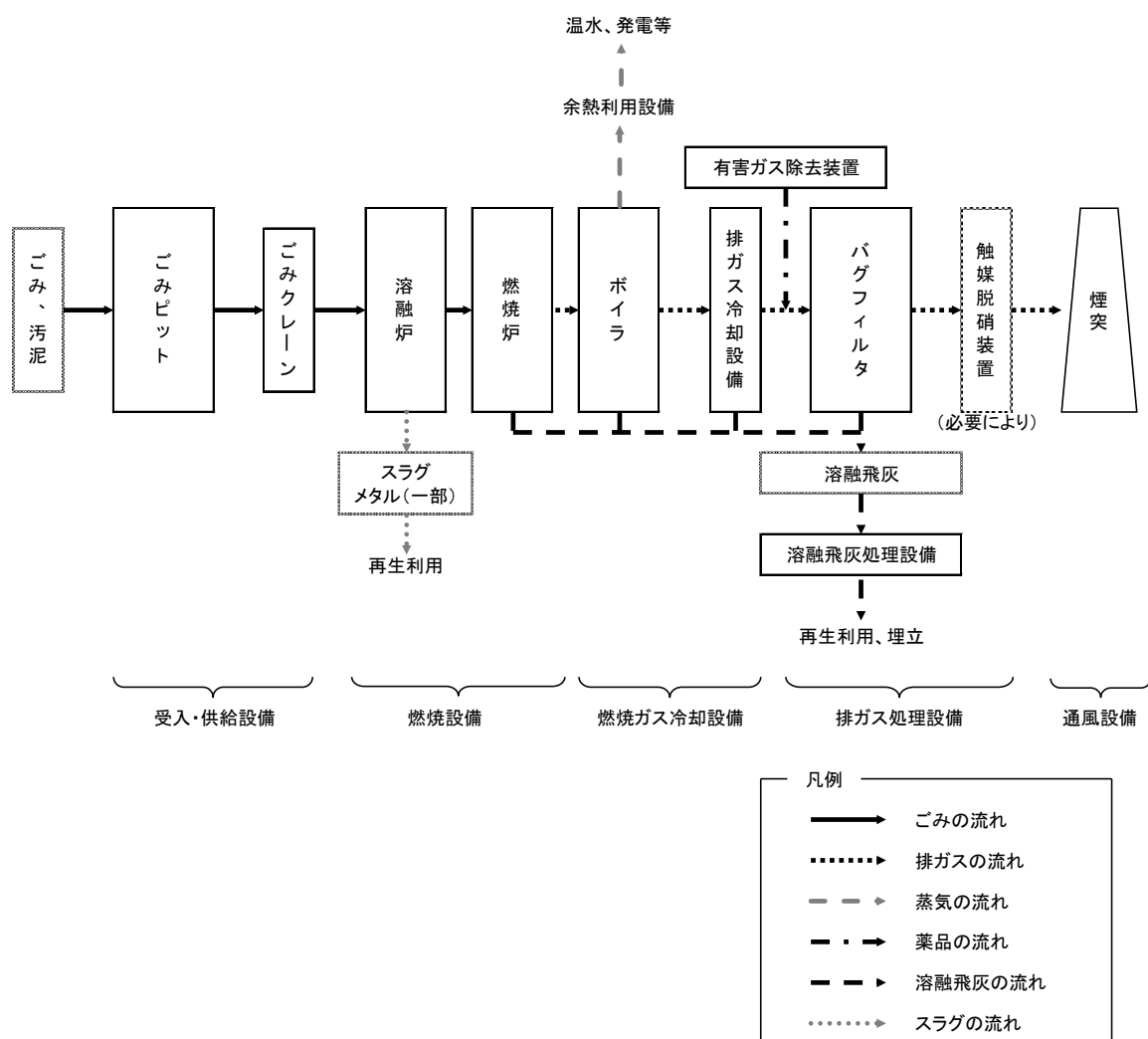


図 2.4-8(3) ガス化溶融施設(シャフト炉式)の処理フロー(例)

④ガス化溶融施設(流動床式)

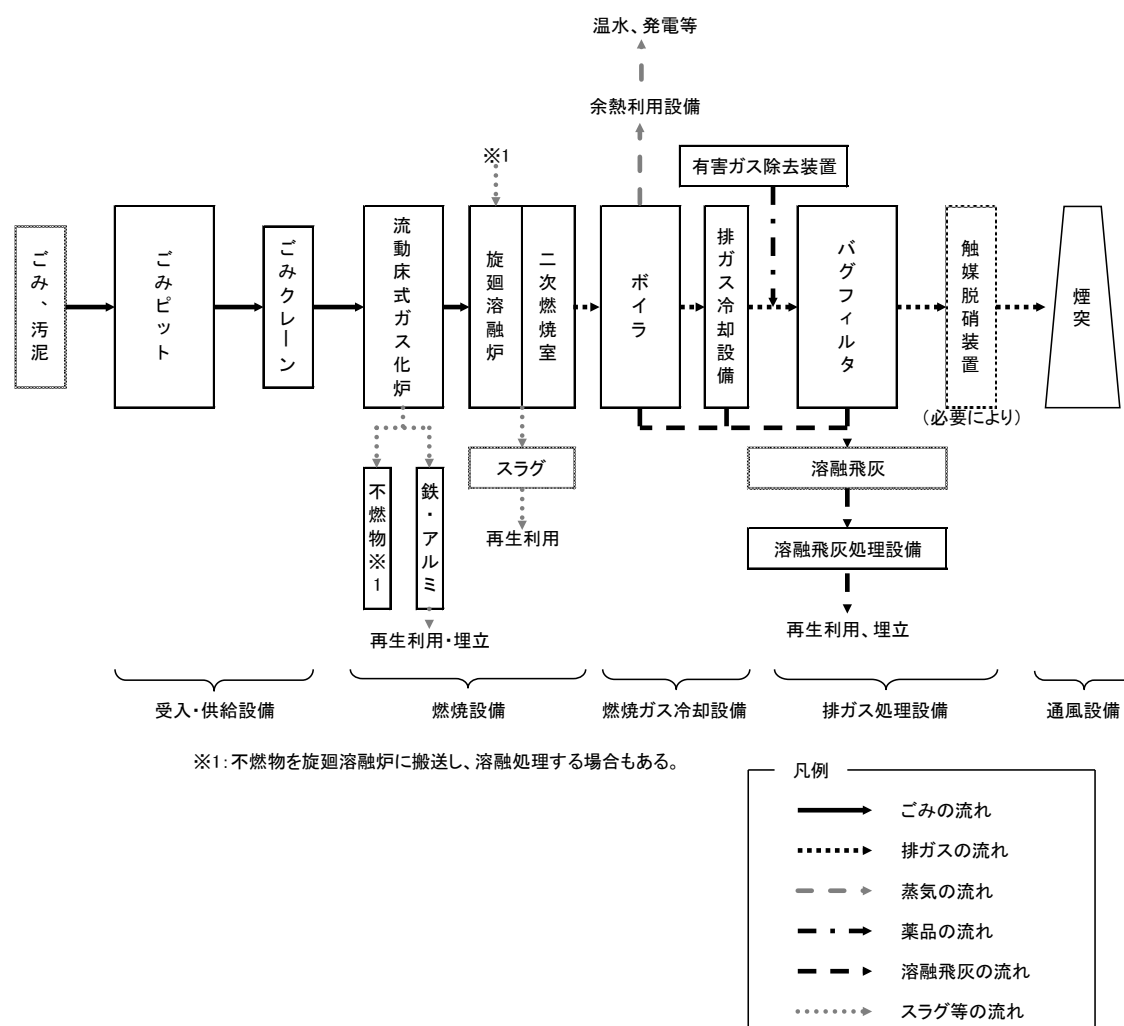


図 2.4-8(4) ガス化溶融施設(流動床式)の処理フロー(例)

(3) 余熱利用

次期ごみ処理施設においては、ごみを焼却処理するだけでなく、ごみが持つ熱エネルギーを積極的に利用し、発電等を行う。

余熱利用の基本方針 : 発電を優先する

熱交換設備 : 廃熱ボイラ方式とする

エネルギー回収率 : 16.5%以上を目標とする

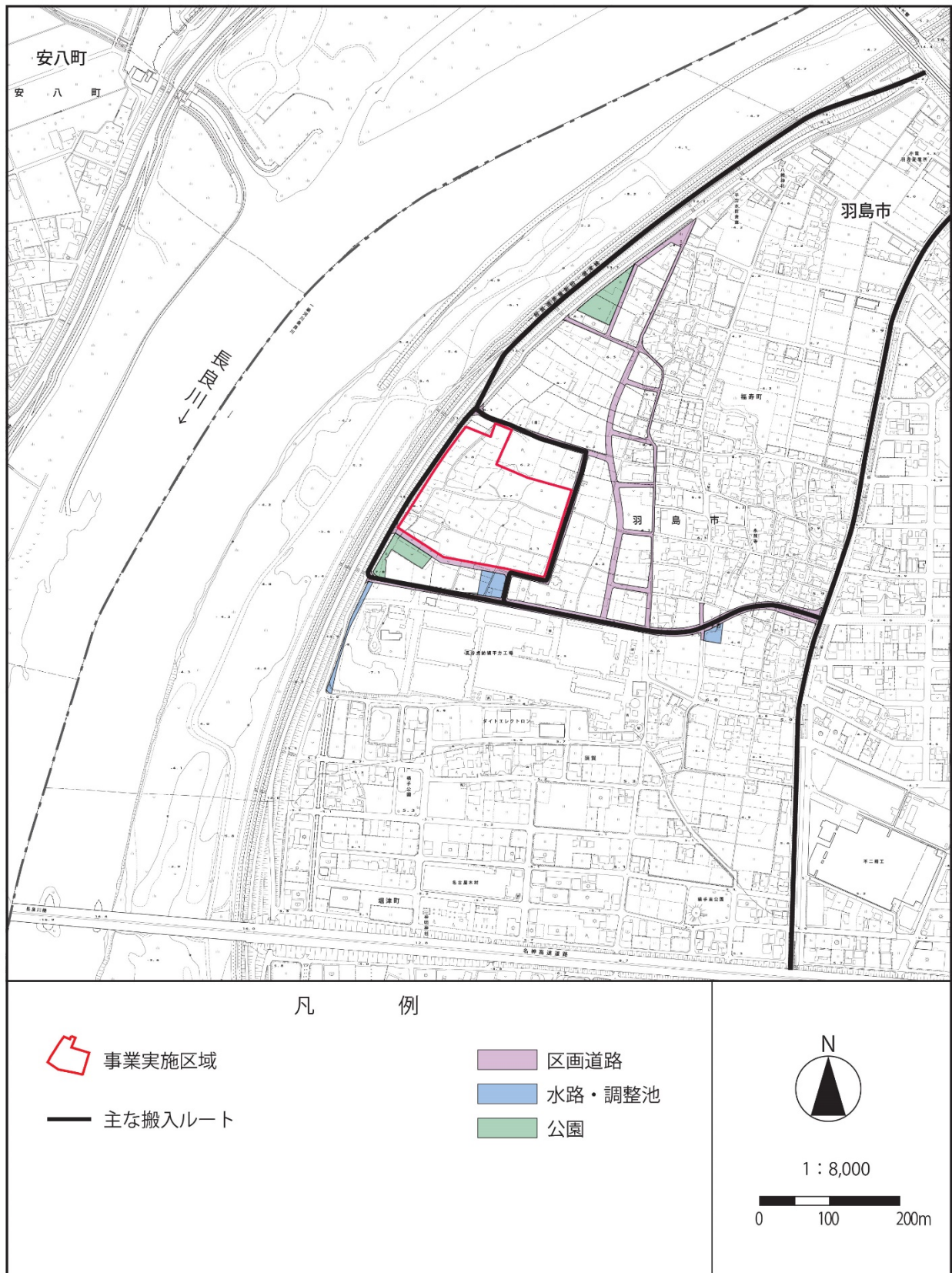
2.4.7 道路計画

事業実施区域周辺には、羽島市平方第二土地区画整理事業により区画道路が整備される。

また、廃棄物運搬車両等の種類及び台数を表 2.4-4、事業実施区域付近の搬入ルートを図 2.4-9 に示す。

表 2.4-4 廃棄物運搬車両等の種類及び台数

廃棄物運搬車両等の種類		車両の種類	台数
①搬入車両	委託収集車両 (家庭系)	2t・4t・10tパッカー車、4t・10tダンプ車	延べ最大 90 台/日 平均 40 台/日
	許可車両 (事業系)	2t・4t パッカー車、4t ダンプ車	延べ最大 40 台/日 平均 30 台/日
	自己搬入車両 (家庭系)	乗用車、軽トラック、2tトラック	延べ最大 80 台/日 平均 40 台/日
	自己搬入車両 (事業系)	乗用車、軽トラック、2t・4tトラック	
	脱水汚泥	6.5tトラック	週 3 回、1 回に 1 台
	し渣	－	数台/日
②搬出車	処理残渣	10tトラック	数台/日
	処理後資源物	2t、4tトラック	数台/日
③メンテナンス車 ※:薬品・燃料搬入車等を想定		最大 10tトラック(数台/日)	数台/日
④駐車場	職員用通勤車両	乗用車、自転車	延べ最大 20 台/日



この地図は、「羽島市都市計画基本図」(羽島市)、「羽島市平方第二土地区画整理組合事業計画書」を基に作成した。

図 2.4-9 事業実施区域付近でのごみ収集車等の主な搬入ルート

2.4.8 給排水計画

(1) 給水

生活用水、プラント用水は上水、井水を使用する。

(2) 排水

プラント排水は基本的にクローズド方式(場外無放流)、生活排水は下水道放流、雨水排水は河川放流とする。

2.4.9 燃料等使用計画

事業実施区域周辺には都市ガスの供給がある。燃料は都市ガスまたは液体燃料を使用する。

2.4.10 廃棄物処理計画

次期ごみ処理施設からの主な発生廃棄物としては、焼却灰と飛灰がある。処理方法は大きく分けて資源化または埋立であり、適正処理を確実に行うものとする。

2.4.11 緑化計画

工場立地法により、緑地面積率は、敷地面積の 20%以上、環境施設面積率を敷地面積の 25%以上とする。

また、敷地内空地は原則として高木、中木、芝張り等により良好な環境の維持に努める。

2.4.12 耐震対策

(1) 耐震安全性目標

次期ごみ処理施設は、地震等による稼働不能にならないよう、施設の耐震化を推進し、ごみ処理システムの強靱性を確保する。耐震安全性の目標については、施設の特性等を考慮して、表 2.4-5 に示す「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年版)」(国土交通省)に示される構造体はⅡ類(重要度係数 1.25)、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類とする。また、地震地域係数について、岐阜県は 1.0 のため、この地域係数を適用する。

(2) 耐震設計基準

プラント機械設備及び建築設備の耐震設計基準としては、次のものに準拠する。

- ①火力発電所の耐震設計基準
- ②建築基準法の耐震設計基準
- ③建築設備の耐震基準

表 2.4-5 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類 (重要度係数 1.5)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類 (重要度係数 1.25)	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類 (重要度係数 1.00)	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」（平成 25 年国土交通省）

2.4.13 浸水対策

次期ごみ処理施設は、洪水等による稼働不能にならないよう、施設の耐水化を推進し、ごみ処理システムの強靱性を確保する。

次期ごみ処理施設の建設用地としている羽島市福寿町平方地内は、国土交通省の「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」において木曽川を対象に最大規模として 5～6m の浸水があるとされている。また、計画規模としては 3～5m の浸水があるとされている。

盛土造成により地盤面をかさ上げするとともにプラットホームや電気室等の重要な部屋は浸水水位以上に設置することとする。また、浸水水位以下にある出入口部は防水シャッターや防水扉を設置し、極力、水の侵入を防ぐこととする。

2.4.14 その他自然災害等への対応

(1) 風水害

建物や煙突の強度に配慮するとともに、雨水排水対策等を行う。特に建設用地が河川沿いであることに留意する。

(2) 地震を感知した際の施設対応

地震感知器を設置し、大型地震（概ね震度 5 強以上）が発生した際にごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築する。また、自動的に停止した後、安全が確認された際に速やかに施設を再稼働できるよう対策を行う。

(3) 始動用電源

焼却炉を1炉立上げることができる非常用発電機を設置し、災害により商用電力が遮断された状態でも立上げ・自立運転が可能にする。立上げ後は、蒸気タービン発電機により2炉運転まで立上げ、運転が継続できるようにする。

非常用発電機の燃料は、都市ガス又は液体燃料(都市ガスとの併用含む)とし、形式はタービン又は内燃機関(エンジン)を標準とする。

(4) 燃料保管設備

焼却炉の立上下げ及び助燃に都市ガスを使用する場合や液体燃料を使用する場合のいずれの場合にも消防用電源として必要な電力確保のために液体燃料を使用することから、液体燃料の貯留槽を設置する。

なお、焼却炉の立上下げ及び助燃に液体燃料を使用する場合は、消防用電源の燃料必要量に加え、非常時の焼却炉の立下げ及び立上げに係る燃料必要量を常に確保するものとする。

(5) 薬剤等の備蓄倉庫

物流に影響がある場合でも一定期間は運転が継続できるよう、薬品等の貯槽は一定以上の容量を確保する。備蓄量については、7日分以上を基本とする。

2.4.15 工事計画の概要

(1) 施設整備スケジュール

次期ごみ処理施設の整備スケジュールは、表 2.4-6 に示すとおりである。

令和6年度(2024年度)より工事を開始し、令和10年度(2028年度)に供用開始する計画である。

土地区画整理事業による区画道路整備及び基盤整備後に事業実施区域が引き渡された後に、施設建設工事として盛土等の造成工事、工場棟等の建築工事、プラント工事等を実施する。

表 2.4-6 次期ごみ処理施設整備スケジュール

項目	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
事業者選定							
建設工事							
施設の供用開始							

(2) 工事用車両走行ルート

工事用車両の対象事業実施区域の出入りは、図 2.4-9 に示すごみ収集車等の事業実施区域付近の搬入ルートと同様に、北側の堤防道路又は南側の区画道路を利用する計画である。

2.4.16 環境保全のための措置

(1) 公害防止に関する計画基準値

公害防止に関する計画基準値は以下に示すとおりである。排出ガス、騒音及び振動に関しては、周辺環境に配慮し、環境への負荷を極力低減するため、法に定める基準より厳しい自主基準値を設定する。

1) 排ガス

排ガスの自主基準値は表 2.4-7 に示すとおりとする。

表 2.4-7 排ガスの自主基準値

項目	次期施設基準値	法規制値	法規制値の根拠
ばいじん	0.01g/m ³ N	0.08g/m ³ N	大気汚染防止法
硫黄酸化物	K 値≒0.12 (約 20ppm)	K 値=11.5 (約 2,000ppm)	大気汚染防止法
塩化水素	40ppm	700mg/m ³ N (430ppm)	大気汚染防止法
窒素酸化物	30ppm	250ppm	大気汚染防止法
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N	ダイオキシン類対策 特別措置法
水銀	30 μg/m ³ N	30 μg/m ³ N	大気汚染防止法
一酸化炭素濃度	100ppm(1 時間平均) 30ppm(4 時間平均)	100ppm(1 時間平均) 30ppm(4 時間平均)	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律

2) 排水

プラント排水は基本的にクローズドとして無放流、生活排水は下水道放流、雨水排水については河川放流の計画である。生活排水は、表 2.4-8 及び表 2.4-9 に示す下水道排除基準が適用される。

表 2.4-8 下水道排除基準(生活環境項目)

環境項目等		基準
水素イオン濃度(pH)		5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		5 日間に 600mg/L 未満
浮遊物質(SS)		600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/L 以下
	動植物油脂	30mg/L 以下
温度		45 度未満
よう素消費量		220mg/L 未満

出典:「羽島市下水道条例」(平成 11 年条例第 16 号)

表 2.4-9 下水道排除基準(健康項目)

有害物質	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1・1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
1・4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

出典:「下水道法施行令」(昭和 34 年政令 147 号)

3) 騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び羽島市の「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 49 号)により、事業実施区域は準工業地域であるため、第 3 種区域の基準が適用される。ただし、事業実施区域は、第 1 種住居地域が近接している状況を考慮し、第 3 種区域よりも厳しい第 2 種区域の基準を自主基準値とする。

騒音の自主基準値は表 2.4-10 に示すとおりとする。

表 2.4-10 騒音の自主基準値

	区域の区分	時間の区分		
		昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間 (午前 11 時から翌日の午前 6 時まで)
自主基準値	第 2 種区域 (第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域)	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
法基準	第 3 種区域 (近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル

出典：(法基準)「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 49 号)

4) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び羽島市の「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 53 号)により、事業実施区域が準工業地域であるため、第 2 種区域の基準が適用される。ただし、騒音と同様に、第 2 種区域よりも厳しい第 1 種区域の基準を自主基準値とする。

振動の自主基準値は表 2.4-11 に示すとおりとする。

表 2.4-11 振動の自主基準値

	区域の区分		昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
	種別	該当地域		
自主基準値	第 1 種区域	特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成 24 年羽島市告示第 49 号)に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	60 デシベル	55 デシベル
法基準	第 2 種区域	区域区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域	65 デシベル	60 デシベル

出典：(法基準)「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)、「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 53 号)

5) 悪臭

悪臭は羽島市告示の規制基準を基準値とする。敷地境界での規制基準を表 2.4-12、排出口の規制基準を表 2.4-13 に示す。

表 2.4-12 悪臭の規制基準(敷地境界)

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典:「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)

表 2.4-13 悪臭の規制基準(排出口)

特定悪臭物質	算出方法
アンモニア	次の式により流量を算出する方法とする。 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した $m^3/時$) He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 m) Cm 表 2.4-12 の規制基準として定められた値(単位 ppm)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。 $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = (0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) \div (1 + (2.58 \div V))$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.30 \log J + (1 \div J) - 1\}$ $J = (1 \div \sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T - 288))\} + 1$ He 補正された排出口の高さ(単位 m) Ho 排出口の実高さ(単位 m) Q 温度 15℃における排出ガスの流量(単位 $m^3/秒$) V 排出ガスの排出速度(単位 m/秒) T 排出ガスの温度(単位 絶対温度))
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

出典:「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)

(2) 工事中の環境保全対策

工事中の環境保全対策を行い、安全な工事ができるように安全対策を行うものとする。

対象事業の計画策定時における工事中の環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

- ①環境影響評価で規定する環境保全対策を講じるとともに、適宜モニタリングを行い実施状況を確認する。
- ②土地区画整理事業後の造成裸地の状態で引き渡しを受けるため、工事中は土ぼこり等の飛散による粉じんの発生が考えられる。そこで、強風時等の粉じんが発生するおそれのある場合には、適宜散水を行う等の必要な措置を行う。また、工程上、長期間裸地となる可能性がある範囲については、シート張り等の適切な粉じん発生防止対策を行う。
- ③工事関係車両の洗浄や搬出入道路の清掃を行う等、粉じん飛散防止対策を行う。
- ④低騒音型、低振動型、排ガス対策型等の機械を使用する。運搬車や工事の集中を避ける等、騒音や振動、排ガス濃度の低減を図る。
- ⑤複数の建設作業が1箇所集中することがないように作業手順、作業時間等の調整を行い、排ガス及び騒音・振動の低減を図る。
- ⑥資機材運搬車両が沿道を通行する際には、走行速度に留意し、できるだけ車両騒音の発生を抑制する。
- ⑦建築物の屋根等にアスファルト防水工事を行う場合、道路工事においてアスファルト舗装工事を行う場合には、悪臭対策として、アスファルト熔融時の温度管理を徹底するとともに、発煙が少なく臭気の発生を抑えた工法を採用する等により、悪臭が周辺へ及ぼす影響の低減を図る。
- ⑧仮設の沈砂設備等を設置し、土砂の流出を防止する。著しい降雨時の工事は極力避け、濁水の発生を抑制する。
- ⑨工事中の排水は、沈砂池で沈砂後、仮設水路を経由して放流することを基本とする。
- ⑩工事関係車両の走行ルートについては、できるだけ民家周辺を避け幅の広い道路を利用する。適宜交通誘導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止する。
- ⑪工事関係車両について、空ぶかしを禁止するとともに、アイドリングストップ等を励行する。
- ⑫工事関係車両により既存市道等の破損が生じた場合は、補修を行う。
- ⑬必要に応じてクレーン等の高さや照明の方法について関係機関と事前協議する。